

## これまでの経過報告（令和6年9月24日）

本委員会は、令和5年6月定例会において、議員及び議会にとって、議会の改革、活性化は永遠のテーマである。市民の代表たる合議制の機関として、市民の声を市政に的確に反映させるためにも、議会としての権能を十分に発揮し、責任が果たせるよう取り組むことが望まれている。については、議会改革、活性化の推進に向けた調査、検討のため、議会改革特別委員会を設置し、調査を続けてきた。調査の経過は次のとおりである。

### 1 本委員会の進め方について

全ての議員にかかわることから、委員の全会一致を基本とし、本委員会の運営を進める。また、諮問された項目においては、概ね2年を目途に結論が出せるよう取り組むべきと意見が一致する。

### 2 質問席の設置について

主な意見として、車椅子対応可能な質問席にすること、質問席の設置位置を中央に設置すること、費用をかけずに質問席を設置することなどの意見があったが、委員会では、全会一致には至らず、引き続き調査・検討を進めていくこととする。

### 3 議員間討議について

主な意見として、各常任委員会で実施する行政視察後に、意見交換を行うことで常任委員会の活性化が図られるのでは、また、一部の委員会では既に行っている、など意見が出されたが、引き続き調査・検討を進めていくこととする。

### 4 政策討論会について

主な意見として、市政に関する重要な政策及び課題に関し議員相互間の共通認識の醸成や合意形成を図ることにより、政策立案や政策提言を推進することが期待できるのでは、との意見や過去においては、既に常任委員会等で条例案の作成や提言なども実施しているなどの実例の報告もあり、実施する方向性で意見が一致する。

### 5 議員研究会について

主な意見として、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図ることで、議会の活性化や議会運営能力の向上も期待できるのでは、などの意見があり、議員としての能力向上のため、実施する方向性で意見が一致する。

### 6 執行部からの反問権について

質問の背景や根拠を問うもの、質問者へ考え方を問うなどの逆質問を行うものなど、その範囲はそれぞれで、すでに議場では、行われているのでは、との意見が出される。また、鴻巣市議会会議規則第61条の2では、質問趣旨の確認を認める規定が、既にあることから、反問権の内容の範囲について、引き続き調査・検討を進めていくこととする。